九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

モルガン，リバーズおよびブリッフォールトの原始集団婚論

今中，次麿
北九州大学学長 | 九州大学名誉教授

https://doi.org/10.15017/1589

出版情報：法政研究. 35 (6), pp.1-23, 1969-03-25. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

論説

モルガン、リバーズおよびブリッフォールトの原始集団婚論

今中次麿

一　はしがき
二　モルガン集団婚説の批判
三　リバーズの交叉イトコ婚と社会人類学の方法
四　ブリッフォールトの集団婚説と政治権力の原始的起源
五　むすび

一　はしがき

ここにわたくしが、モルガンの提出した「集団婚」(group-marriage)を問題にしたいと思うのは、ルードヴィ

ヒ＝グムプロウィチ（Ludwig Gumplowicz, 1838～1910.）を中心として主張されている「国家征服説」（Conquest Theory）という理論が、非科学的であって、この学説に代るべきより科学的な理論が必要であるからであり、そして政治権力の原始的起源の科学的理論は、原始的氏族制度の研究から出発しなければならないからである。

グムプロウィチも、その主張の中で、征服説の根拠を、「掠奪結婚」に求め、それが種族闘争の原始的源泉であると云っているが、この掠奪婚の問題は、今から一〇〇年ばかり前、社会人類学が古代史から分化して、初めて自立的研究分野を樹立した当時から、社会人類学上の一課題として、討議されてきている。例えば、マクレナン（John Ferguson McLennan, 1827～1881.）によって「内婚制」（endogamy）と「外婚制」（exogamy）が詳細に研究されており、掠奪婚が、どのようにして成立するかが、すでに詳しく研究されてきた。したがってそれらの人類学上の研究業績を検討することなしに、いたずらに掠奪婚を主張しても、それは結局一つの憶説に終るであろう。フランツ＝オッペンハイマアやグムプロウィチがその例である。グムプロウィチは、掠奪婚を種族闘争（Rassenkampf）の原始的原因と考えたのであるが、掠奪婚は、種族闘争の問題ではなしに、むしろ氏族外婚制の問題であり、氏族内婚の禁忌の問題であるから、種族（tribe）よりも、むしろ氏族（clan）の問題である。ひとえに「性」および「血」の純粋性を護るために出現した原始社会制度は、「氏族」に基礎をもつものであって、「種族」はその氏族の存在意義を維持するための、氏族の共同体でしかない。

そこで政治権力の原始的起源の研究は、この原始的社会制度の発端としての、氏族組織の起源、および変質の討究から始まらなければならないのである。ここにわたくしの政治学上の課題がある。しかし原始的氏族制度の研究が科学的基礎を得てから、すでに一〇〇年に及ぶ期間に、この氏族制度問題は、いまだ必ずしも定説の確立を見ていない。文献上、或は実地踏査による調査研究上、その業績は、必ずしも乏しくはないが、しかしこれらの実証的事実を

如何に観察し、これに如何なる意味を与えるかについて、科学方法論の未熟のために、学説上、渾迷と分裂をひきおこしている。

「社会人類学」（Social Anthropology）という学問分野そのものすら、必ずしもいまだ確定してはいない。これに対して「文化人類学」（Cultural Anthropology）という呼称も、他方で用いられているが、イギリス人類学界とアメリカ人類学界との間に行われている、この名称の対立は、決して名称だけの問題ではなしに、方法論上の対立を反映している。更に「文化人類学」が、とくに社会心理学的方法を用いているのに対し、「社会人類学」においては、社会関係および社会機能が中心観点となっている。もとよりこの対立は、決して人類学だけでなく、社会学に共通する方法論上の分裂であって、研究成果の科学性を著しく妨げる結果となっていることはなげかわしい。社会人類学者として、この科学的方法論に、徹底的考察を行ったのが、リバーズ（W.H.R.Rivers,1864～1922.）である。とくにリバーズは方法論のほかに、それまで疑問のあった、一妻多夫制（polyandry）に対して、新しい見解を発表し、それによって、「交叉イトコ婚」（cross-cousin marriage）という原始的婚姻制度の存在を明らかにした点において、著名である。彼による、この「交叉イトコ婚」の研究は、モルガン学説、ならびに、とくにその原始集団婚説（group-marriage）の批判として、人類学上、重要な意義を有するものである。

本小論文は、リバーズのこれらの立場を解説すると同時に、同じくイギリス社会人類学に対し、その極めて豊かな文献的研究を通じて貢献した、ブリッフォールトの『母たち』（Robert Briffault, 1873～1948., The Mothers, 1927.3vols.,1931.1vol.,ed.G.R.Taylor,1959.）の研究に触れ、現在の時点における、モルガンの集団婚学説に対する、わたくしなりの評価の一端を明らかにし、それによって、政治権力の原始的起源に関する「征服説」の批判に触れて見ようと思う。

（参考）拙著『政治社会発展の理論』（昭和四十二年刊、講談社現代新書。）
拙文「国家の原始的起源に関する征服説について」（日本学士院紀要第二十六巻第一号、昭和四十三年三月。）

二　モルガンと集団婚説の批判

モルガンは『古代社会』（Lewis Henry Morgan, 1818～1881. Ancient Society or research in the lines of Human Progress from Savagery through Barbarism, to Civilization. N.Y. 1877.）において、単に原始社会の研究を発表しただけではない。彼は原始社会からラテン時代に至るまでの古代史への、人類社会制度の発展段階と、その発展過程とを、総合的に理論化した。このような社会史を内容とするものとして、科学的にも、また組織的にも、今日に至るまで、その右に出るものは存在しない。まことに天才的な述作と云って過言ではない。フリードリッヒ＝エンゲルスならずとも、読むものをして、その内容に心粋せしめるものがあることは、今更いうまでもないが、しかしこのような、巧妙な組織的学説の確立には、当然、過剰論理と資料曲解とが、伴いがちであるのは免れない。そこで使用せられた資料の科学性に対する批判と非難は、やむを得ないであろう。むしろそれ故に、この尊い業績が没却せらるべきではなくて、その欠陥を改善して、建設的に、モルガン学説を完成することこそが、後人の任務であるといわねばならないであろう。この意味において、文化人類学界と社会人類学界とが対立的立場をとる。そして前者が、モルガン学説の破砕を目的としているのに反して、後者がその建設的修正を意図している。ただしこの対立については、後段において、リバーズを通じて言及したい。

ここに最も必要なことは、モルガンが展開した原始的氏族制度に関する理論である。このモルガン理論は、プナルア家族制（Punaluan family）として知られている、アメリカ＝インディアンの間に見出される氏族制度の一形式である。ただしそれに類似な形式は、他の未開人の社会にも広く見出される。例えば太洋洲やオーストラリアにおいてである。それが一般的に「集団婚」（group-marriage）とよばれるものであるが、この集団婚とよばれる婚姻形式は、一群の血縁の兄弟が、一団として共同に夫の地位を占め、それと異る血縁に属する一団の血縁的姉妹が、共同して妻の地位を占める。もとより夫と妻は、近親者であってはならないが、夫の一団も、妻の一団もそれぞれ近親者である。かような男性集団と女性集団とを配偶者とする婚姻関係が、モルガンのいわゆる集団婚とよばれるものである。婚姻前において、男性集団（兄弟）と女性集団（姉妹）とは、それぞれ異る氏族員を成しており、その二つの婚姻氏族集団は、慣行として、婚姻関係を公認されている。その婚姻の結果生まれた子供たちのうち、一人立ちした男児と女児とは、それぞれ両親たちの属する氏族の関係から、それぞれの帰属すべき別の氏族を、慣行的に定められている。この男児や女児たちは、近親者とみなされるから、彼らが帰属した氏族相互の間では、婚姻が禁止されている。かようにして氏族制度は近親婚姻を忌避するために存在する。いまだはなはだ粗野な組織ではあるが、生児の血統の系譜を明白にし、近親血統の男女が、配偶者として選ばれることのないようにされる。それが氏族制度の存在意義であって、その他の問題は、氏族にとって附髄的なものにすぎない。

モルガンは、血縁の系譜が、最初に組織的に、確立されたものとして、この「プナルア家族制度」（Punaluan family）をあげるのであるが、それに先行する「マレイ制度」（Malayan-System）（かってマレイ人の間に存在していたが、今はすでに残存しないという。）では、近親婚姻が自由に行われていたという。また「プナルア家族制度」の崩れた後に発生してくる次段階の婚姻形式として、モルガンはアメリカ＝インディアンの不特定男女の不定期

間の個人的婚姻制をあげ、これを「対偶婚」（Syndiasmian family）と名づけたことも、また極めて非難のあるところであるが、ここでは集団婚が問題であるから、今これらには触れない。

要するにモルガンの集団婚説は、われわれに氏族制度の原始的起源を教える。本来、氏族制度は、「血」と「性」のコントロールのための社会機能として成立した。人類は永年の経験によって、男女の乱婚（Consanguinity）が、人類の衰頽と滅亡をもたらすという英知に到達した。人類は、近親婚姻（incest）を回避しない限り、その繁栄はないことを知った。しかし近親婚姻を避けるためには、血縁の系譜を確立する必要があった。そこで近親者たちを、彼らの出生時を基礎にして、非近親者から区別するための、社会組織が必要になった。かような組織によって、非近親者のみが、婚姻の相手方と成るような方式として、ここに氏族制度（clan）が発生してきたのである。もとより氏族制度によって、氏族集団とその総合共同体としての、種族共同体（tribe）が成立し、その各集団の維持管理に必要な、各種の社会機能が生じてきたにはちがいないが、その組織は、あくまで「血」と「性」の規制のための本質をもたなければならい。

かような人類によって不可欠となった氏族制度の最初に見出された、組織単位としての、集団婚氏族であったことが、モルガンの主張するところであるが、ここにモルガンが指摘した諸事例に対する非難が提起されたのである。それらのモルガンの挙げた諸事例の婚姻制度の再検討によって、モルガンとは異る結論に達したことである。その非難が重要であることは、非難が対立する立場からでなしに、モルガンと同じ立場からなされたことである。結局、それはモルガンの観察上の誤解であるということに帰着する。

モルガンの集団婚説の根拠になった、ハワイのプナルア族の氏族制度に対して、より未開であると伝えられる、オーストラリア土人の研究が、その後行われた。一八九七年のコーラアの研究（J. Kohler, Zur Urgeschichte der

Ehe. 1897.）である。彼はモルガンの集団婚説が、血縁関係の実体を、親族関係の呼称と混同したことを指摘した。社会的用語法として、親族の呼称が一般的に慣用される場合に、必ずしも血縁と結びついていないで用いられることがある。わたくしたちは、今日、実の近親者と同じ呼称で呼ぶ義理の近親者をもっている。とくに婚姻によって生じた姻戚に対して、実の親戚と同じような呼称を用いている。近代社会と異り、未開社会には、呼称の内容も、更に単純なものがあり、かつ極めて異る社会生活が前提となるが、血縁上の父母兄弟姉妹に対して、血縁がないにもかかわらず、等しく父母兄弟姉妹の呼称が用いられる場合すらあり得るであろう。したがって近親者の関係を、慣用されている一般的呼称だけで判断することは誤りをおかす結果となる。この点で言語学的観察は、社会学的観察として、必ずしも正しくない場合があり得る。モルガンの集団婚説に対して放たれた非難の第一は、この点であった。

すでに前世紀の末、この点について、モルガンの「プナルア家族制」が、コーラア批判をあびた。彼によって、オーストラリア本土の極めて原始的な、未開人社会を研究することによって、モルガンの集団婚説が、慣用されている土人たちの間の呼称関係と、現実の血縁関係との不一致を見のがしていたことが指摘された。すなわち、彼ら土人の間で呼ばれている、近親者に対する分類的呼称は、極めて形式的なものであって、必ずしも、近代人たるわれわれの感覚で判断するような、血縁を表現するものではないということである。例えば兄弟姉妹の呼称で示されている近親者の中に、近代的な肉親の兄弟姉妹のほかに、単に類別上の兄弟姉妹、例えば近代社会で義兄とか、義妹とか呼称される者たちまでも含まれており、また一人の子のために、父と呼ばれるものが複数あって、実父のほかに、実父の兄弟たちが同じく、父と呼ばれているような事実がある。その他、親子、母子などが、単婚制を前提する場合と異り、しばしば、複数の関係をもつということなどから、モルガンは、婚姻における配偶者そのものが集団性をもつものと誤認し、婚姻が集団的に氏族単位で行われていると考え、したがって親子関係も、それに相応する集団的な存

在をもつものと考えたのであるが、コーラアの現実社会的調査によって、その誤認が初めて明らかにされたのである。

もとより、モルガン理論に含まれる、未開社会発展の、整細な段階論に対し、あらゆる対立的学派からの、痛烈な批判が出たことは云うまでもないが、そういう批判は、余り重要性をもたない。それらは多くの場合、基本的に、異る立場をもっているからである。しかしただここに、無視してならないものがある。それは社会心理学的方法を主張するアメリカ文化人類学派からの批判である。この一派の批判は、『未開人の心理』(The Mind of Primitive Man, 1913.)によって、文化人類学の基礎を築いたフランツ＝ボアズ(Franz Boas, 1858～1942.)から始まる。ボアズは人類文化の発展が、その自然環境によって、決定されるという、文化的決定論に立つけれども、しかし全人類的全歴史的普遍法則を否定し、その前に、まず個々の文化的対立圏の、実証的、個別的研究を、主張する。かような立場において、著名な彼のエスキモー文化の研究はなされたのであって、根本的に、モルガンの方法とは対立している。モルガンこそは、ボアズの否定する、全人類的全歴史的統一法則の追求者であるから、対立的文化圏と法則的個別化を主張することは、モルガン的方法とは一致しない。とくにモルガンの方法は、文化史的ではないから、未開人と文化人との心理的差違によって、社会制度の差異を追求することは意味をなさない。モルガンの見地は、人間相互の社会関係(relationship)であり、また一定の社会の中において与えられている人々の機能的地位(social function)である。もとよりそれをただ分類し、組わけをするということが、モルガンの目的ではなしに、如何なる社会関係の中で、如何なる矛盾と必要によって、各人のもつ関係と社会的機能とが変化し、発展して行ったかを見ることが、モルガンの目的であるから、それは一つの総合的社会発展史であるということができる。ここに社会人類学の文化人類学に対立する基本的相違があるといわねばならない。

三　リヴァーズの交叉イトコ婚と社会人類学の方法

ボアズのエスキモー研究と並ぶ、大きな未開社会の踏査が、一八九八年のリヴァーズを中心とする、ケンブリッジ大学のトーレズ海峡諸島の探険であった。この探険の成果として得られたものが、モルガンの集団婚に代る意味をもつものとしての、いわゆる「交叉イトコ婚制度」（cross-cousin marriage）である。

歴史上、古代族父制社会（patriarchal society）が成立し、それがしだいに、近代単婚制家族（monogamian family）へ発展した今日、われわれは、必ずしもイトコ（従兄弟姉妹）相互を配偶者とする婚姻を禁忌とは考えなくなった。しかし同時に、婚姻は、必ずイトコ相互の間で行われねばならないという規定を、認めることもなくなった。近親婚姻を忌避する観念によって、往々イトコ同志の婚姻を回避する場合もないではないが、しかし、リヴァーズの主張によれば、未開人の社会では、一種のイトコ同志の婚姻制度が、社会規定として、ひろく行なわれているということである。

われわれ、同一の父母から生まれた男女の子供たちを呼ぶ場合に、性的区別をしないで、「子供たち」という言葉を用いているが、兄弟姉妹を呼ぶときには、両性に共通する言葉をもたない。このような表現上の不便さから、専門の学者の間で用いられている、兄弟および姉妹を包括する表現としての、シプリング（shipling）という言葉を借りて、このイトコ婚の説明をすることが、最も便利であると思う。われわれ近代人は、同一シプリングの子供たちを、男女に限らず、同じように、イトコと呼んでいる。すなわち兄弟たちの子供たちも、その姉妹たちの子供たちも、血縁系譜上で、全く同格であるだけでなく、すべてイトコと呼ばれる。しかし専門的に見ると、イトコは、二種に分たれる。すなわち、兄弟たちの子供たちと、その姉妹たちの子供たちとを区別することができる。息子たちや娘たちに

とって、その生みの親たちが、同一シプリングの所属者でありながら、同性である場合と、異性である場合とは区別され得る。そして息子たちや娘たちの生みの親同志が、兄弟または姉妹のうち、とくに同性の場合に、その子供たちが「正統または平行イトコ」(ortho or parallel cousin)と呼ばれ、とくに異性の場合に、「交叉イトコ」(cross-cousin)と呼ばれる。そして、とくに未開社会の婚姻関係が、この「交叉イトコ」を配偶者とする婚姻関係をもっていることを見出したところに、リヴァーズの貢献があるのである。

その他にモルガンが、社会的表現だけに囚われて、社会状態の実体にまで、堀り下げて原始婚姻を観察することをしなかったため、見逃がされ、モルガン理論そのものの中で位置づけを与えられずに、後世まで疑問のままに取り残された、一つの婚姻制度があった。それは、マクレナン(John Ferguson McLennan, 1827～1881., Primitive Marriage. 1865.)が「観察者の誤解」と片付けてしまった、南部インドのナヤール地方(Nayar, Nair)からチベット方面にわたって存在すると伝えられた、一妻多夫制(polyandry)の制度であって、モルガンもこの疑問を解決せずに終った。リバーズは、南部インドのトダ族(Todas)の研究(Polyandry among Todas, 1904.)にもとづいて、この一妻多夫制が、それまで彼の研究を重ねてきたトーレス海峡諸島をはじめ、太洋洲にひろく実在する、「交叉イトコ婚」の形態に属するものであるという結論に達したことも、またリバーズの大きな貢献の一つである。リバーズの『トダ族における一妻多夫制』によれば――

「トダ族は完全に組織された、特定の一妻多夫制度をもってきている。一人の女が一人の男と婚姻するときは、彼女は同時に、彼の兄弟たちの妻となるものと解されている。一人の男の子が一人の女の子と婚姻するときは、ただ常に彼の兄弟たちが、その女の子の夫たちとなるだけでなく、後になって生まれてきたどんな兄弟も、同じように彼のより古い兄弟たちの権利に、参与するものと考えられている。」(Todas, 1904, pp. 515～3. William I. Thomas,

Source Book for Social Origin. VI. ed. 1909.）

「現代における大多数の一妻多夫的婚姻の下では、夫たちは、実の兄弟たちである。系譜を一見して、一妻多夫制の極めて頻繁に示していることは、殆んどの場合、夫たちが実の兄弟たちだということである。極めて稀れに夫たちが、実の兄弟たちでない場合もあるが、その場合でも、夫たちは氏族的兄弟である。すなわち彼らは同世代に属する同一氏族員である。」（同上・以下仝じ）

そしてリバーズは、異なる見解について答えているが、例えば、しだいにトダ族の間でも、一妻多夫制が、時代とともに崩れつつあるという批判に対して反論し、系譜のうえで、現今なおその事実は認められること、またたとえ兄弟がそれぞれ、自分の妻を持っているように見えても、実際に兄弟たちは、自分の妻たちを、互に共同のものとする事実があり、兄弟たちが、二人以上の妻を共有する形になっていることを、リバーズは指摘している。また子供に、彼の父の名前をたずねた場合、しばしば、一人の父の名前を示すことが多いが、これは父の兄弟の中で、社会的に最も知名な、代表的な者の名前を告げているにすぎないと彼は説明している。そして、かような一妻多夫制が、南部インドのトダ族以外でも、見られることを、彼は指摘しているのである。

このトダ族に見られる一妻多夫制が、氏族制度の発展段階において、どのような地位を占めるものであるかについては、更に究明せねばならないことであるが、リバーズは、トダ族のような、一妻多夫制を維持している社会が、性の問題や、男女関係について、未開であって、極めて幼稚な観念しかもっていないことを明らかにしている。限定的ではあるにしても、妻が共有され、したがって系譜上、父が子のために、複数あり得るような性生活が、一般に行われていることは、仮りに、人類が原始乱婚制（Consanguinity）の時代をもっていたとすれば、極めて僅かに、この乱婚に規制を加えた発展が、この制度に認められるだけであって、かような幼稚な形式で、ようやく性生活を合理

化するための氏族制度が、人類社会に発芽してきた、それは極めて初期的段階ではないか、という解釈が成立しよう。

同時に、このトダ族的婚姻制の下では、子供のために、母は、生みの母としての、特定の女性であり、特定の妻たる女性であることは、社会的規制を要するまでもなく、自然的に明白であるけれども、他方で、夫が一人に特定されていないのであるから、父が不確定であって、血統は厳密には、母方をたどることが、自然である。いわゆる原始的母系系譜制が、自然的結果として発生する。しかしそれと同時に、夫が兄弟たち、または同一氏族員たる氏的兄弟たちに限定された結果、父たちが、かような限定された者たちに特定化され、しだいに、一人の父を確立する、族父的氏族制への中間段階が、そこに見出されると云えないこともない。とくに、リバーズが、トダ族の一妻多夫制の現実の変形を伝えて、子供が一人の父の名だけを名乗るという事実は、まさに一妻多夫制（polyandry）から、一夫多妻制（polygamy）へ向う中間過程を示していると云えないこともない。とくに兄弟たちが、しだいに、一人づつの妻をもつようになって行く傾向も、うかがわれるとすれば、かような発展を想定することもできないわけではあるまい。もしもそうだとすれば、一妻多夫制の研究は、原始氏族制度にとって、理論上、極めて重要な内容をもっているといわねばなるまい。

それと関連して、更に重要なことは「交叉イトコ婚」である。何となれば、モルガンが「集団婚」として、男性氏族および女性氏族間の氏族的集団婚姻形式の存在を主張したことは、むしろ「交叉イトコ婚」の見誤りであったと考えられるからである。まずリバーズが、メラネシア型として挙げている、「交叉イトコ婚」の内容を見るに、ここに夫Bと妻a、夫Aと妻bの二夫婦があって、Aはaと、またBはbと同一シプリングであるが、Baの息子CとAbの娘dとの間に婚姻が行われるときに、これが「交叉イトコ婚」である。しかしこの婚姻の結果、新しくAがCの、ま

たBがdの義父となり、aがdの、またbがCの義母となり、その他Cのシプリングがdの、またdのシプリングがCの義理のシプリングと成ることになる。もしもこの場合に、実の父母、および実のシプリングと、婚姻によって生じた義理の父母、および義理のシプリングとの区別がなされないとすれば――換言すれば、実と義理との区別がとくに識別せられないとすれば、後に残る血縁関係は、世代の相異、すなわち親子ということと、両性の対立しかあり得ない。特別に血縁の系譜の記録があるわけでもない未開社会で、近親婚姻を回避する手段として、最も単純かつ簡単な方法は、親子兄弟姉妹が、内婚することを禁ずることであるから、そのための方法は、世代的に両性を、各別の氏族に、組織化することであろう。（Rivers, Kinship and Social Organisation, pp. 20～22.）

そこでリバーズはモルガンを批判して、「相互的挨拶、または呼称の集団以上の、何ものでもなかった。……更にそういう相互的挨拶が何故用いられるようになったか説明する必要があった。」と云い、「一種の一般的近親婚姻が、集団婚に発展してきたという、モルガンの主張が……最も文化した人たちの感情を、いたく刺戟して、彼に対する反対論を高め、かつ広めた。」ことは、すでにマクレナンも指摘しているところであるが、しかし「同時に、批判者たちが、他の諸論文に理解をもっていたなら、モルガンの新しい発見から、学ぶべきことを、忘れなかったであろう。」とリバーズは、モルガンを支持しているのである。（同上・六～七頁）

なお一妻多夫制では、夫の集団化は、明らかであっても、妻の集団化は、否定されねばならない。しかしトーレス海峡諸島の未開社会について見るに、ペンテコスト島の例に見られるように、祖母が長姉と、また妻の母が娘と同格であるが、妻の兄弟は、娘の息子と同格であって、性が近親関係の基準となり、男性は男性相互、また女性は女性相互の間で、社会的位置づけが定められている。ただし、この島では、すでに父母両系制が発展してきているので、もはや、純粋の母系制は崩れているが、いまだ氏族内婚は、禁じられている。ただこの島に見られるような氏族的外婚

制が、すでに矛盾を示していることを見逃してはならない。それは、世代の異る男性と女性との間の婚姻が行われた場合に、世代の混乱が起ることである。例えば父が息子の妻と婚姻したり、母が娘の夫と婚姻したりした場合に、父が同時に義理の兄弟となり、母が同時に義理の姉妹になる。かような世代の混乱は、交叉イトコ婚によっては、解消せられないのであって、一夫多妻制度が必要になる。一夫多妻制を前提とする場合、女性の側は、例えば、息子の妻が、息子の父と再婚したとき、他の子供たちにとって義理の母となり、兄の妻がその弟と再婚したときは、義理の姉が義理の妹になるということはあるが、息子が義理の母と再婚しても、義理の父にはならないし、いわんや実の息子と、実の母とが、婚姻するということもあり得ない。

したがってリバーズは、交叉イトコ婚の崩れゆく過程の例として、母系制から父系制への移行の事実を提供している。それは、すでに交叉イトコ婚が行われなくなってはいるが、かつて行われていた痕跡があると見られる、ソロモン群島の未開社会の例である。例えば、ソロモン群島のフロリダ（Florida）やイサベル（Ysabel）は、フィジイやガダルカナール（Guadalcanar）に近く、その文化程度も類似しているが、妻の母と、母の兄弟の妻とが、同じ呼称でよばれている点において、或いはまた文化程度には差があるが、同群島のサン＝クリストヴァル地方では、義理の父が、父の姉妹の夫と同一呼称であり、義理の母は、母の兄弟の妻と同格で呼ばれている。実は、南部インドのトダ族の一妻多夫制も、同じような基本的制度の上に、成り立っているのであって、父の姉妹、母の兄弟の妻、妻の母、および夫の母を包括する呼称や、母の兄弟、娘の夫、および夫の父を包括する呼称などが、今なお存在していることは、交叉イトコ婚の痕跡を示すものだと云えよう。恐らくトダ族だけでなしに、この種の親縁観念が、ひろく、かつてはインド全般に行われていたのではないかという推定は、この習俗が、トダ族だけでなしに、その近隣の諸地方でも、見出されることによって、可能になる。このことは、北アメリカでも、同様であって、モルガンの述べてい

る、未開種族についても、限定的ではあるが、同じように云える事実である。（同上・三〇頁以下）

リバーズは、そこで更に、この交叉イトコ婚制度の基礎としての、かような婚姻関係からくる両性上の類別化をもって、氏族制度に代るものと見たのである。すなわち近親婚姻禁忌の必要上から、近親者を一つの集団にまとめ、婚姻を認める集団と、これを認めることのできない集団とに分けて、氏族の組織が成立した。かくして、氏族外婚制が確立されたのであるが、世代の移行にともない、古い氏制の新しい氏制への替りゆく過程において、しだいに外婚の単位としての、氏制が、変形を要請され、氏制が本来持たねばならない外婚制への、役割の重要性を果たすために、しだいに変質して行った。それが、一つの段階において、交叉イトコ婚姻制度を作りあげた、という見解も成り立つであろう。（同上、）

中国や、日本の古代に見られる「戸制」は、氏族制度の崩壊の跡に成立してきた。もとより、最後の氏族制度を支えた婚姻関係は、一夫多妻制であって、それが氏族的族長制から、戸長制へと承継されることによって、この氏から戸への変革が進行した。上に述べるような未開社会は、そこまで発展する機縁に恵まれていないものが多い。しかし、すでにマリノウスキー（トロブリアンド島の研究参照。）が明らかにしているが、未開社会でもすでに母系制から父系制へ転進しているものは沢山ある。このように進展しつつある氏族制度が、未開社会においても、現代なお、初歩的原始的形式を保存することはむずかしい。おのずから進展の過程を探り求めて、原始的な形式を推定することは、決して、容易ではないが、理論的には、原始的集団婚が成立することによって、ようやく乱婚時代に終止符が打たれたと考えられる。ただその集団婚が、モルガン方式では、承継されないということであるが、それは、十八世紀以後の、人類学的研究の成立以後における、未開社会の現実が、立証の基礎となっているからであって、われわれはもはや、原始時代そのものを見ることができないからである。リバーズもまた、モルガンが、その典型的な集団婚の

実例として示した、ハワイ種族社会は、すでにその原始的形態から、遥かに遠ざかった、後期のものであると見ている。少なくも集団婚は、モルガンの云うようには、一般的に、ハワイ人の間に行われてはいなかった。そこでリバーズは、集団婚説に対する見解を、次のように結んでいる。（同上・八五頁）

まず、集団婚（group-marriage）というあいまいな表現は、やめたい。その代りに、むしろ「組織化された性の共有的状態」（a state of organised sexual communism）すなわち性共同的関係が、男子の一社会集団と、女子の一社会集団との間で、正式に公認されていることである。次に、かような性的共有制から、必然的に、各種の制度が生じてくるが、少なくも、メラネシアにおける親縁類別方式について見るとき、かつて、かような制度が存在した痕跡を、認めることができないわけではない。しかし、世界の一部に行われていることが、同じく全世界に行われていると考えることはできないだろう。もとより相当広汎に存在しているとしても、それを極めて原始的な社会段階に適用することは、更に困難がともなうだろう。結局、今日とは甚しく文化程度の異る時代の問題を、われわれが推測するには、危険性が伴う。

とは云え、モルガンの研究が果した役割は大きい。とにかく原始的氏族制度が、性の問題の規制を目的として発生したことを指摘すること、そしてその性生活の規制の方法として、近親の男子と女子とを各別外婚的に、集団に組織化する、という原則を認めたということ、それが氏族制度であったというモルガンの見解は、人類学への、最初の社会学的アプローチとして、リバーズは高く評価しているのである。（同上。）リバーズにとって、父とその兄弟たちを中心とする男性近親集団と、母とその姉妹たちを中心とする女性近親集団とが、外婚制の単位となって、交叉イトコ婚が成り立っていることを明らかにしたことは、リバーズの研究が、モルガンの氏族制度理論の発展でこそあれ、決して、それと矛盾するものではない、と云わねばならない。

四　ブリッフォールトの集団婚説と政治権力の原始的起源

ブリッフォールト（Robert Briffault, 1873〜1948.）は、ニュージーランドの生まれであって、医学を専攻し、クライスト＝チャーチで学位を得たのち、故国の研究所に勤務し、第一次大戦には、イギリスにおいて、徴兵の義務を果し、ガリポリや、フランダースや、フランスを転戦した。一九一九年以後、フロイドに傾倒し、心理学に関する著作が発表されているが、一九二四年『母たち』三巻（The Mothers, 3vols. Revised ed. 1927.）の大著が出版された頃は、ロンドンの病院に勤めていた。この書は学界の評価をうけ、一九三一年には、一巻本が現われ、一九五九年には、テイラア（Gordon Rathray Taylar）によって、省略本（abridged edition）が出版された。ここでは、この最後の省略本に拠っている。彼がコンミュニズムに興味をもち、ロシア語を勉強していたため、コンミュニストであると風評されたこともあるが、彼が党員でなかったことは、彼の娘の証言で明白である。しかし史的唯物論について、彼が興味をもっていただけでなく、それが彼の方法であると、彼自身も考えていたことは、学説の上からうかがわれないこともない。しかし、彼の『母たち』は、主として文献資料を基礎とした研究であるが、極めて学問的な、また極めて学究的な、努力のこもった力作であることを否定できない。（The Mother; Biographical Note by Taylar.）

これらのことは、『母たち』の論旨によく現われている。例えば、ウエスターマーク（Westermarck）以来、集団婚に対する否定の論拠とされてきた、原始未開人の心理状態に関する「嫉妬心」の問題である。人間には嫉妬の感情があるから、二人以上の男女が、同時に結婚関係をもつことは、むずかしいという見解に立って、単婚制の起源を、遠く原始時代にまで逆のぼらせようとする理論である。

しかしブリッフォールトは、各氏族について、これを否定的に実証しつつ、「要するに婚姻の起源は、決して特定の女子に向っての個人的要求としての、内面的な、男性的な嫉妬心から生じたところの、個人的要求にもとづくものではない。したがってわれわれは、他の何らかの立場から、婚姻の起源を、探求せねばならない。」（『母たち』一八八頁。）と述べている。

また婚姻制度の変革について、その原因を、彼は原始時代から、古代史にわたって追及したのち、その時代の婚姻の特定秩序が、部分的に蹂躙されることは、力によって所罰されねばならない。しかし婚姻制度の変革は、（社会進化の最も紛混乱的な段階を除き）一般に、単純な暴力だけによるのではなく、むしろそれは、創造の主人公として働いてきた、女子自身たちの経済的状態にもとづいてもたらされたものである。」（同上、二〇六頁。）ここで彼が、「女子の経済的状態」（**economic conditions**）と云ったこと、また女子が「創造の主人公」（**The chief agents in creating**）であると云ったことに、注目せねばならない。

そして彼の云う「創造の主人公としての女子の経済状態」とは、何を意味するかが問題であるが、それを、彼は、「集団婚（**polygyny**）の発展を抑制するのに与って力のあった原因は、財産を取得するための、他の形式が成立したことである。」（同上、二二二頁。）と云い、インドの集団婚の解体もそうであるが、現代経済状態が、ヨーロッパ的見解を支配的にしたように、東洋の集団婚制度の、倫理的な単婚制度への、変革を進めつつあるのである、（同上。）と述べていることによって、明白である。なおここで、彼が「集団婚」（**polygyny**）とよんでいるのは、「一妻多夫制」（**polyandry**）と族父制ならざる「一夫多妻制」（**polygamy**）とを総合する、彼自身の用語であるが、わたくしは、一応「集団婚」と訳しておく。

ブリッフォールトの「集団婚」（**group-marriage**）については、『母たち』のテイラア版でも、三〇頁にわたっ

て、世界的な資料があげられ、詳しく述べられているが、いわゆる polygyny について、それは述べられているのであって、polyandry と polygamy とが、一緒に取扱われているところに、リバーズほどの理論的鋭どさがない。しかし反面に、集団婚についての総合的見解を、彼において見出すことができる。彼によれば「集団婚」(polygyny)とは、「一人の男性が、一人の女性と結婚するとき、その結婚契約が、その女性のすべての姉妹に及ぶ。」（同上、一二七頁。）ことである、と規定している。この規定からすれば、一夫多妻制も、当然すべて集団婚に含まれるように思われるが、ブリッフォールトの集団婚は、明らかに族父制と区別され、polygyny という用語が用いられている。族父制(patriarchy)の場合には、妻は姉妹である必要はないし、また姉妹の一人の婚姻が、他の姉妹に必然的に及ぶべきものでもないからである。したがって、彼は集団婚は、氏族と氏族との婚姻に始まるものと見る。つまり男性氏族(clan, gens)と女性氏族(clan)との間の全面的婚姻であって、個人的婚姻制ではないのである。しかし、リバーズのトーレス海峡諸島の研究成果によって、新しく提出された、交叉イトコ婚は、いうまでもなく、この集団婚に含まれている。トーレス海峡の未開社会では、その土人に、キリスト教が布教されて、婚姻制度の変革が起ったけれども、その以前には、「すべての姉妹またはイトコが、婚姻の相手方であった。」（同上、一二九頁。）今でもその痕跡が残っていると云う。ただし集団婚の原始形態においては、男性もまた兄弟たちで集団をなしていたのであるが、それはしだいに崩れ、女性の側の集団性だけが、とくに後期まで維持されたことは、集団婚の原始的形式が、しだいに制限されて行ったことを示している。そしてその原因が、家族の財政維持上の理由であると、彼はいうのである。

ブリッフォールトもまた、インドやチベットなどの、一妻多夫制を肯定して、それが集団婚であることを認めている。インドについて、彼はこれまでアリアン人種の侵入によって、一妻多夫制が崩れたという俗説を否定し、侵入者にさえ、十九世紀中葉頃まで一妻多夫制の残滓が認められたと云っている。またチベットについても、一妻多夫制へ

の宗教的影響を否定し、バラモン教は集団婚ではなく、むしろ単婚制を要求するものであると主張している。そして最後に、ユダヤ民族の「レヴィレート婚」(Levilate) を、集団婚の一形式として説明している。レヴィレート婚は、兄弟の寡婦的再婚に関する原則的規定であって、ユダヤ民族に限らず、ひろく世界各所で認められるものであるが、弟たちが兄たちの妻たちに対する要求権をもっている反面、兄たちは弟たちの妻たちに対しては、妻の要求権を認められていない。しかし妻たちの側には、兄弟たちの何れに対しても、夫の要求権が認められているということが、原則的な状態である、と云っている。(同上、一五三頁。)

更に重要な問題は、掠奪婚に対するブリッフォールトの見解である。彼の云うところによれば、掠奪婚の観念は、すでにマクレナンやエーヴベリー卿 (Lord Avebury) によって、主張され、妻を嫁とる原始的手段は、暴力による掠奪であったというのである。この説は、後世しばしば征服説の理論家によって、踏襲された。例えばフランツ＝オッペンハイマアである。(Franz Oppenheimer, System der Soziologie. 1926.) しかしブリッフォールトは、これを否定して云う。もとより、アジアの戦闘的種族や、ゲルマン人や、スカンジナヴィアやスラブなどの好戦的民族の間に、掠奪婚があったことは事実であり、古代ギリシア人や、セム人が、絶えず婦女子の掠奪を行ったことは、よく知られているが、しかし、それが妻を求める、常規的方式であったという証拠は、どこにもない。掠奪婚は、むしろ戦乱を恒久化し、女子を犠牲すなわちイケニエにする習俗さえ、生み出したのである。そのような習俗は、あまりにも惨酷であるから、バキイーガ族 (Bakyiga) の間では、それを禁止したという資料さえある。またオーストラリアでも、かような危険な行為が行われた際、酋長たちは、失望してしまったということも知られている。(同上、二〇二頁。) 要するに社会発展段階の後期に始まった掠奪婚が、決して婚姻の原始的形式でないことは、明らかである。(同上、二〇二～二〇六頁。)

これが『母たち』において述べられている「集団婚」の要点であるが、その中で、ブリッフォールトもまた、現存の未開社会に、モルガンの云ったような、集団婚の存在を認めているわけではない。しかし彼自身の主張している、上掲の規定にあてはまるような、いわゆる集団婚は、これまで人類学者によって指摘された、少数の事例に限られるものではなく、ひろく世界的に存在していたと見られている。現今それが見出されないということは、文化社会の発展が、婚姻形式を変革して行ったということである。そうであるならば、未開社会のままに残存する現存の社会の事例についても、永い歴史過程で、原始的婚姻形式が、全く変革されずに今日まで来ているということは考えられないのであって、純粋に原始的な、人類社会の原始的婚姻形式が、どのような形のものであったかは、今から簡単にこれを実証することは困難であるとしても、これらの未開社会から、文化社会への発展の線を反対にたどって行って、その線上の原始的時点に、一つの原始的婚姻形式を回想して見ることは、必ずしも不可能ではない。モルガン的集団婚は、あまりにも現実的に画き出されたところに、科学的批判が起ったのであるが、更に、その現実的資料から超越して、婚姻といわれる現実的事象の原則的原理を社会法則的に確立し、その変革の跡を正しく追求するとすれば、モルガンの示した結論もまた全然無意味であったとは云えない。モルガンの社会理論に誤りのあることは明白である。その意味において、これを正しい社会理論から見るときに、男性氏族と女性氏族との構成を前提とする、両異性氏族間での集団婚の成立は、原始的形式として、決して考え得られない、非論理的な、構想とは云えないであろう。モルガンが、多くの科学的批判をあびながら、科学的業績として、今日なお高く評価せられねばならない理由は、ここにあるといわねばならない。したがって、モルガンの陥った誤謬の根源が、ブリッフォールトと同じく、婚姻の変革を財産論に求めたこと、この誤謬が、ひいては、マルクス＝エンゲルスの原始社会理論を支配したということを、われわれは、知ることができる。婚姻の問題は、あくまで、両性生活と、血統の問題であるにもかかわらず、二次的な経済

的な問題が注入され、方法一元論へ、誤って二元的原理が注入されてしまったことが、モルガンの最も基本的な誤りであったことの反省から出発して、原始婚姻論があくまで、両性生活と血統の原理をもって、一貫される必要があることを、わたくしは指摘しなければならない。

五　むすび

わたくしは、族父制度（patriarchy）が、氏族組織の発生した本来の目的である「近親婚姻の禁忌」、すなわち乱婚の防止であるという原理に立って、最後に到達した、近親婚姻合理化の氏族組織の形式であったと考えているが、そのことは、また氏族制度が、子供にとっての生みの母を中心とする、母系制によって、初めて創始されたことを意味している。そして母系制氏族制度は、その制度にもとづいて、実現される生産関係そのものが、優良な体軀をもつ人間の生産のための生産組織であって、決して経済的または文化的生産のための組織ではなかったことを知らねばならない。この氏族制度が、その目的のために、しだいに合理化されてゆく過程において、生じてくる新しい生産関係によって、社会が、或は文化的に、或は経済的に、より複雑な生産関係を包含しなければならなくなったものと考えるべきであって、文化や経済は、むしろ人間生産から起る第二次的社会原理でしかない。かくて初めて、「人間の生産」の発展の結果として、初めて「経済や文化の生産」が、第二次的社会生産機能として発生してきた。しかし氏族制度である限り、その固有の存在性は、「人間の生産」である。ようやく族父制氏族制度の段階に至って、しだいに文化的経済的生産関係が新しく加わり、とくに経済的生産に社会機能の重点が移ってゆく。すなわち族父制の社会段階で、

初めて発生する奴隷生産、ついで地代生産の発生は、遂に氏族制度の存在を許さないようになる。氏族制度そのものの「人間生産」と「経済生産」との矛盾によって、氏族制度が崩壊する。つまり「経済生産」が「人間生産」を支配するようになる。そこに成立したものが「氏制」に代る「戸制」である。戸制は地代生産のための社会組織であって、血統と財産所有との分化である。「人間生産」は、社会組織から、戸内組織へ引継がれてゆく。文化経済の社会制度と「家族制度」との分化である。「家族制度」の成立によって、財産制度が初めて確立する。しかし社会階級は、戸制と「位階」(rank) の結合以前に、すでに族父制と「姓制」(caste) との結合として、氏制時代に出現してきているのであって、わたくしは、この時期に、「氏」に代る「民族」(nation) の成立とあわせて、政治権力の始源期を見出すのである。